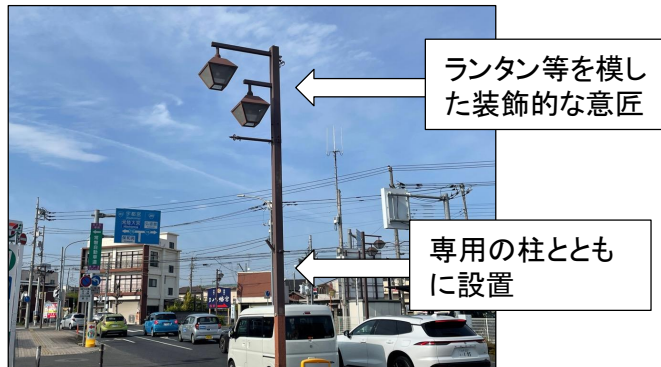


水戸市危険街路灯撤去補助金のご案内

ランタンや灯ろう等を模した装飾的な意匠により、地域のにぎわいを創出するため、専用の柱とともに設置された街路灯のうち、老朽化等により倒壊等の危険が生じている「危険街路灯」の撤去費用の一部を補助します。

町内会等が設置・管理している防犯灯は補助対象にはなりません。ただし、商店会等から移管を受け、現在、町内会等で設置・管理している街路灯は対象となります。

【街路灯イメージ】



【防犯灯イメージ】※補助対象外



補助対象者	危険街路灯を設置・管理する自治会や町内会、商店会等
補助対象事業	公道に専用の柱とともに設置された危険街路灯の全部又は一部の撤去(施工業者に支払う撤去費用が補助対象)
チェック項目 ※全てに該当する必要があります。	<input type="checkbox"/> ランタンや灯ろうなど装飾的な意匠の街路灯である <input type="checkbox"/> 専用の柱とともに設置している(電柱等の共架ではない) <input type="checkbox"/> 市道・県道・国道のいずれかに設置している <input type="checkbox"/> 柱の傾き・灯具のぐらつきなど危険な状態にある <input type="checkbox"/> 市内事業者撤去工事を依頼する
補助額	危険街路灯1基につき、補助事業に要した費用の1/3以内(100円未満の端数は切捨)、又は5万円のいずれか低い額
申請手続き	補助対象となるか事前に生活安全課までご相談ください。 事前相談後、以下の書類をご提出ください。 1 [様式第1号]危険街路灯撤去補助金交付申請書 2 危険街路灯の位置図 3 撤去工事費見積書 4 撤去前の写真 ※ 工事着手後の申請は受け付けられません。 ※ 工事完了後、[様式第3号]実績報告書や[様式第5号]補助金交付請求書等の提出が必要となります。

問い合わせ先・申請窓口

水戸市 市民協働部 生活安全課 交通安全・防犯係
〒310-8610 水戸市中央1-4-1水戸市役所4階
Tel:029-224-1113 Fax:029-232-9238



市ホームページも
ご覧ください